

公 示

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の規定に基づく
一般乗合旅客自動車運送事業の運行回数の範囲の指定

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業における地方運輸局長が指定する運行系統を包括した運行回数の範囲は、下記のとおり指定したので公示する。

平成13年12月26日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
11～15	11	現行届出運行回数 + 5
16～25	現行届出運行回数 - 5	現行届出運行回数 + 10
26～75	現行届出運行回数 - 10	現行届出運行回数 + 10
76～105	現行届出運行回数 - 20	現行届出運行回数 + 20
106～	現行届出運行回数 - 25	現行届出運行回数 + 25

注1) 競合系統を有する系統を除く。

注2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとする。

付 則（平成１３年１２月２６日付け北海道運輸局公示第４６号）

この公示は、平成１４年２月１日以降に当局管内の陸運支局において受理するものから適用する。

付 則（平成１８年９月１５日付け北海道運輸局公示第２８号）

この公示は、平成１８年１０月１日以降に当局管内の運輸支局において受理するものから適用する。